

連載 著作権と情報システム

第 52 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案⑮

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

[4] 比較検証

(2) 通産省案と文化庁案⑮

(参照) アメリカの特許における発明の着想、実施、継続の立証方法としてのラボノートについて⑦

記録されたラボノートの保管等について、ラボノートの管理者は、研究者がラボノートを適切に使用していることと、適切に記録を保管していること（レコードキーピング）を定期的に検査することになる。また、物理的な損傷や改変を避けるために、ラボノートは安全な場所に保管されることになる。

アメリカが先発明主義から先願主義に移行していることから、発明日を特定できたラボノートは大きな意味を持たなくなっている。しかし、研究者による研究のねつ造、偽造、記録の改変を防ぐという意味で、手書きのラボノートが日本でも注目されている。ラボノートは研究者による研究そのものを証明するために利用されるようになっている。

情報通信技術（ICT）を誰もが簡単に使えるようになったことは、科学の発展に役立つ一方、容易に痕跡を残さずに情報をねつ造、偽造、改変できることで、「負の部分」も見えるようになってきた。手書きのラボノートが見直されるようになったのは、皮肉なことである。ラボノートの活用は、改めて倫理の重要性とデジタル化に逆行する対策の有用性を思い知らされるものである。

引用・参考文献

「著作権法概説第 13 版」 半田正夫著 法学書院 2007 年

「著作権法」 中山信弘著 有斐閣 2007 年

「著作権法第 3 版」 齊藤博著 有斐閣 2007 年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」 中山信弘著 有斐閣 1992 年

「特許法（第 2 版）」 中山信弘著 有斐閣 2012 年

「岩波講座 現代の法 10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997 年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990 年

「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012 年

「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス, トーマス・V. ウイルソン, ディーヴィッド・I. ウァイゲル, ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989 年